

平成 29 年 7 月 10 日

企業会計基準委員会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
テクニカルセンター

**実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」に対する意見**

貴委員会から平成 29 年 5 月 10 日付で公表されました実務対応報告公開草案第 52 号「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い(案)」(以下「本公開草案」という。)に対して、下記のとおり意見を申し上げます。

**質問1**

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第2項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため(実務対応報告公開草案第17項から第23項を参照)、当該権利確定条件付き有償新株予約権は、企業が従業員等から払い込まれる金銭の対価及び従業員等から受ける労働や業務執行等のサービスの対価として付与するものと整理し、ストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

**【コメント】**

本公開草案で提案されている内容について、同意する。

**質問2**

本公開草案では、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引の会計処理について、上記のように、基本的にストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針に準拠した取り扱いを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

**【コメント】**

本公開草案で提案されている内容について、同意する。

**質問3**

本公開草案では、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引の開示について、上記

のように、ストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針に準拠した取扱いを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

**【コメント】**

本公開草案で提案されている内容について、同意する。

**質問4**

本公開草案の適用時期等に関し、公表日以後適用するとの提案、及び、公表日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引について、上記のように一定の事項を注記した上で、従来採用していた会計処理を継続することができるとの提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

**【コメント】**

本公開草案で提案されている内容について、基本的には同意する。

ただし、公表日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引について、従来採用していた会計処理を継続する場合において、注記の対象となる取引の範囲を明確にすべきと考える。

**【理由】**

本公開草案第10項(2)及び第34項において、公表日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引について、一定の事項を注記した上で、従来採用していた会計処理を継続することができることとされているが、注記の対象となる取引について、過去に付与された全ての取引(権利行使期間が終了しているものを含む)が対象であるのか、権利行使期間が終了していない取引のみを対象とすることで足りるのか、明確には示されていない。

**質問5**

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

1. 信託を通じて従業員等に対して付与される有償新株予約権について

**【コメント】**

企業が信託に権利確定条件付き有償新株予約権を発行し、一定の条件が満たされた場合に、従業員等に対して信託から有償新株予約権を付与するスキームが見受けられる。最終的に従業員

等に付与することを目的として発行される権利確定条件付き有償新株予約権についても、本公開草案の対象範囲に含まれるという理解でよいが、確認させていただきたい。

**【理由】**

本公開草案第 1 項において、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取引が対象とされている。一方で、本公開草案第 2 項では、企業から直接、従業員等へ権利確定条件付き有償新株予約権を付与するものを対象としているものと考えられ、信託等を利用したスキームで有償新株予約権を付与する取引が対象となるか明確ではない。

この点、本公開草案第 17 項によると、従業員等へ権利確定条件付き有償新株予約権が付与されるのであれば、インセンティブ効果を期待して付与されており、報酬の性格を有しているものと考えられるとされている。当初の発行先が信託となっても、最終的に従業員等に有償新株予約権を付与することが目的となっているのであれば、同様に報酬の性格を有しているものと考えられる。

そのため、直接従業員等に有償新株予約権を付与するか、信託を介して有償新株予約権を付与するかによって、本公開草案の対象となるかが異なることは合理的ではないことから、本公開草案の対象範囲に含めるべきと考える。

2. 新株予約権を利益として計上する時期について

**【コメント】**

新株予約権として計上した権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額について、権利不確定による失効により、利益を計上する時点を明確にすべきであると考ええる。

**【理由】**

本公開草案第 5 項(6)では、新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対応する部分を利益として計上することが定められているが、当該利益の計上時点について、業績条件の達成見込みがないと判断された時点で計上するのか、業績条件を達成しないことが確定した時点で計上するのかを明らかにすべきと考えられる。

以 上